二　学校教育法第104条第４項第１号の規定に基づき学士の学位を授与された者
三　学校教育法第104条第４項第２号に規定する課程を修了した者及び試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者
四　学校教育法施行規則第155条第１項第２号から第４号までに規定する課程を修了した者及び試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者
五　学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、学校教育法施行規則第155条第１項第５号の規定に基づき文部科学大臣が指定した課程を修了した者（同号の規定に基づき文部科学大臣が定める日以後に修了した者に限る。）及び試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者

4　規則別表第３国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）の項ロ⑵に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、次に掲げる者とする。
一　学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、修業年限が２年以上であり、かつ、1,600時間以上の授業の履修を義務付けている課程であって、当該履修の成果が授業科目の目標に達していることを筆記試験その他の方法により認められることを修了の要件とするものを修了した者及び試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者
二　農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第７条第１項第５号に掲げる事業等を行う農業者研修教育施設（修業年限２年以上のものに限る。）の卒業者及び試験年度の３月までに当該農業者研修教育施設を卒業する見込みの者
三　職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第１項又は第２項の規定に基づき国又は都道府県が設置した職業能力開発短期大学校若しくは職業能力開発大学校又は同法第27条に規定する職業能力開発総合大学校の専門課程の卒業者及び試験年度の３月までに当該専門課程を卒業する見込みの者
四　森林法施行令（昭和26年政令第276号）第９条の規定に基づき農林水産大臣が指定する教育機関（修業年限２年以上のものに限る。）の卒業者及び試験年度の３月までに当該教育機関を卒業する見込みの者
五　学校教育法施行規則第155条第２項第３号から第５号までに規定する課程を修了した者及び試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者
六　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において、園芸又は茶業に必要な学理及び技術の修得を目的として行う長期研修の課程（研修期間２年以上のものに限る。）の卒業者及び試験年度の３月までに当該課程を卒業する見込みの者
七　都道府県の条例等の規定に基づく農業講習所（修業年限２年以上のものに限る。）の卒業者及び試験年度の３月までに当該農業講習所を卒業する見込みの者

5　規則別表第３国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）の項ロに規定する「人事院がイに掲げる者に準ずると認める者」は、次に掲げる者とする。
一　試験年度の４月１日において、学校教育法に定める義務教育を終了した日から起算して２年以上５年未満の者であって、規則別表第３国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）の項イに該当しないもの
二　試験年度の４月１日において、学校教育法に定める義務教育を終了した日から起算して５年を経過した者であって、次に掲げるもの
イ　学校教育法に基づく高等専門学校の第３学年の課程を修了した者であって、試験年度の４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して２年を経過していないもの及び試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者
ロ　学校教育法第90条第２項の規定に基づき大学に入学したことのある者であって、試験年度の４月１日において、大学に入学した日の翌日から起算して２年を経過していないもの
ハ　学校教育法施行規則第150条第２号の規定に基づき文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者であって、試験年度の４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して２年を経過していないもの及び試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者
ニ　学校教育法に基づく専修学校の高等課程のうち、学校教育法施行規則第150条第３号の規定に基づき文部科学大臣が指定した課程を修了した者（同号の規定に基づき文部科学大臣が定める日以後に修了した者に限る。）であって、試験年度の４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して２年を経過していないもの及び試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者
ホ　高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）に規定する高等学校卒業程度認定試験に合格した者であって、試験年度の４月１日において、当該試験に合格した日の翌日から起算して２年を経過していないもの
ヘ　独立行政法人海技教育機構の海技士教育科海技課程の本科の卒業者であって、試験年度の４月１日において、当該本科を卒業した日の翌日から起算して２年を経過していないもの及び試験年度の３月までに当該本科を卒業する見込みの者
三　外国において学校教育における12年の課程を修了した者であって、試験年度の４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して２年を経過していないもの及び外国において試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者
四　昭和23年文部省告示第47号第20号から第22号までに規定する資格を有する者であって、試験年度の４月１日において、当該資格を取得した日の翌日から起算して２年を経過していないもの
五　昭和23年文部省告示第47号第23号に規定する教育施設及びこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した者であって、試験年度の４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して２年を経過していないもの及び試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者
六　昭和56年文部省告示第153号第１号に規定する検定に合格した者であって、試験年度の４月１日において、当該検定に合格した日の翌日から起算して２年を経過していないもの、同告示第２号から第４号までに規定する課程を修了した者であって、試験年度の４月１日において、当該課程を修了した日の翌日から起算して２年を経過していないもの及び試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者

6　規則別表第３国家公務員採用一般職試験（社会人試験（係員級））の項に規定する「人事院が当該者に準ずると認める者」は、学校教育法に定める義務教育を終了した日から起算して５年を経過した者（同表国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）の項イ又はロに該当する者を除く。）とする。

7　規則別表第３皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）の項ロ⑴に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第３項に掲げる者とする。

8　規則別表第３皇宮護衛官採用試験（大卒程度試験）の項ロ⑵に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第４項に掲げる者とする。

9　規則別表第３法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第１号ロ⑵及び第２号ロ⑵に規定する「人事院が⑴に掲げる者と同等の資格があると認める者」並びに同項第３号ロ⑴に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第３項に掲げる者とする。

10　規則別表第３法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第３号ロ⑵に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第４項第１号、第３号及び第５号に掲げる者とする。

11　規則別表第３法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第４号ロ⑴に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第３項に掲げる者とする。

12　規則別表第３法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第４号ロ⑵に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第４項第１号、第３号及び第５号に掲げる者とする。

13　規則別表第３法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第７号ロ⑴に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第３項に掲げる者とする。

14　規則別表第３法務省専門職員（人間科学）採用試験の項第７号ロ⑵に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第４項第１号、第３号及び第５号に掲げる者とする。

15　規則別表第３外務省専門職員採用試験の項ロ⑴に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第３項に掲げる者とする。

16　規則別表第３外務省専門職員採用試験の項ロ⑵に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第４項第１号及び第５号に掲げる者とする。

17　規則別表第３財務専門官採用試験の項ロ⑴に規定する「人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者」は、第３項に掲げる者とする。